

◎再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二八年一二月一四日法律第一〇四号) (衆)

一、提案理由 (平成二八年一二月一七日・衆議院本会議)

○鈴木淳司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、再犯の防止等の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

本案は、昨日の法務委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告 (平成二八年一二月七日)

○秋野公造君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長鈴木淳司君より趣旨説明を聴取した後、本法律案により指導及び支援を行う対象者の範囲と実施機関、法律の目的から外れた指導が行われるとの懸念、保護観察官の抜本的増員の必要性、未決の者や刑を終えた者等に対しては、指導は行わず支援にとどめるための修正を行う必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党を代表して仁比委員より、法律の目的に犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することを加えるとともに、基本理念に、再犯の防止等のための指導は、未決の者、刑の執行を終えた者その他その地位に鑑み指導の対象とすべきではない者に対しては行わないものとするを加えることとする等の修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どお

り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二八年一二月六日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

二 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。